短期入所サービス長期利用理由書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 届出年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 被保険者氏名 |  | 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  | 　 |  |  |
| 生年月日 | 明・大・昭　　　年　　　　月　　　　日 | 性　 別 | 　男　・　女 |  |
| 住所 | 〒 |
| 要介護状態区分 | 要介護１　・　要介護２　・　要介護３　・　要介護４　・　要介護５ |
| 認定有効期間 | 　　　年　　　月　　　日　　から　　　　　年　　　月　　　日　まで |
| 認定有効期間中の短期入所利用実績及び今後の利用予定（1年分） | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 合　　　計 |  |
| 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 　　　　　日 |
| 届出種別 | 　１．認定期間の半数を超えて利用　　　　　２. ３０日を越えて連続利用 |  |
| 短期入所サービスの位置付け及び利用日数に関する本人・家族への説明 | 済・未 |
| 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、有料施設等の説明 | 　　済・未 |
| 在宅復帰の可能性 | 　　有・無 |
| 長期利用理由 |  |
| 施設申込状況 | ①施設名　　　　　　　　　　　　 申込年月　　　　　　②施設名 　　　　 　　　　　　　 申込年月　　　　　　③施設名 　　　　 　　　　　　　 申込年月　　　　　　　④施設名 　　　　 　　　　　　　 申込年月　　　　　　　 |
| 今後の支援の方向性 |  |
| 平内町長　殿　　　　　上記理由により、長期利用となりますのでケアプラン等を添えて届出します。　　　　　　　　令和　　年　　月　　日事業所住所事業所名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　介護支援専門員氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

＊保険者確認欄　本書の写しを送付することで、届出の回答とします。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課長 | 回　　　　議 | 係 |  | 長期利用の要否 | 承 認　・　否 認 |
|  |  |  | 決 定 年 月 日 |  |
| 備　　　　考 |  |

＊留意事項

短期入所サービスは、要介護及び要支援者の在宅生活を維持する観点から、連続した利用は30日まで、また利用日数は認定有効期間のおおむね半数を超えないことされている。

しかし、一律に短期入所サービスの利用を制限することは、利用者の心身の状況を勘案した際に困難な事例も想定されるため、特に必要と認められる場合には、これを上回る日数の短期入所サービスを位置づけることも可能であるとされている。

ついては、短期入所サービスの長期利用を位置づける場合は、下記に留意し適切なケアマネジメントを行ったうえで位置づけること。

１．認定の有効期間内に短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える見込みとなったとき、又は30日を超える見込みとなったときに、速やかに提出すること。

２．短期入所サービスを利用する際は、短期入所サービスの位置付け及び利用日数に関して、本人及び家族に説明を行い、利用が長期化する場合にあたっては、特定の施設のみではなく複数の施設に入所申込するなど、長期利用の早期解消に努めること。

３．理由書にはケアプラン1～7表を添付すること。（5表は関係部分、6・7表は直近1か月分）

４．次期有効期間において、同様に長期利用することになったときは再度提出すること。

※参考

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）

第13条　二十一　介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置づける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数は超えないようにしなければならない。

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年老企第22号）

　㉑短期入所生活介護及び短期入所療養介護の居宅サービス計画への位置づけ（第二十一号）（以下抜粋）

　「おおむね半数を超えない」という目安は、個々の利用者の心身の状況や環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、機械的な運用を求めるものではない。従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置づけることも可能である。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）

　注17（注12）　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護（指定短期入所療養介護）を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護（指定短期入所療養介護）については、短期入所生活介護費（短期入所療養介護費）は、算定しない。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（略）の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第40号）

　第二の二　短期入所生活介護の基本サービス費については、施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことなどから、特別養護老人ホームへ入所した当初に施設での生活に慣れるための様々な支援を評価する初期加算相当分を評価している。こうしたことから、居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算を行う。なお、同一事業所を長期間利用していることについては、居宅サービス計画において確認することとなる。